

# 病気や障害のある方の自動車運転免許制度

道路交通法では

「一定の症状を呈する病気等」に該当する場合は、道路交通法103条に基づき免許の停止、取り消しができると規定されています。

一定の症状を呈する病気等とは

- |                  |                      |
|------------------|----------------------|
| ①統合失調症           | ⑦その他の精神疾患            |
| ②てんかん            | ⑧脳卒中（高次脳機能障害・手や足の麻痺） |
| ③再発性失神           | ⑨認知症、高次脳機能障害         |
| ④無自覚の低血糖         | ⑩アルコール等の中毒者          |
| ⑤そううつ病           | ⑪安全に必要な認知・予測・判断又は操作の |
| ⑥重度の眠気症状を呈する睡眠障害 | いずれかの能力を欠く恐れのある精神障害  |

当院が支援できる「一定の症状を呈する病気」  
脳卒中（高次脳機能障害・手や足に麻痺がある）

## 罰則について

病気の申告は運転免許の更新時に求められますが、**運転免許は基本的に健康であり運転に支障がないという前提で交付されています。**病気になるとは、この前提が変わってしまいます。この時に考えられるのが事故を起こした際に保険が適用されなくなり、ドライバーのみならず、第3者までを不幸に巻き込む恐れがあるという事です。

「一定の症状を呈する病気」等  
正常な運転に支障を生じる恐れがある状態で、自動車等を運転し、事故を起こした場合



**危険運転致死傷罪**  
最高刑懲役15年)が適用される場合があります。

免許更新時に記入する質問票に虚偽記載をした場合



**問診票への虚偽記載**  
懲役1年以下または30万以下の処罰を受けます。

上記の事をふまえて、継続して運転されることをご希望された方には免許更新前でも病気の申告をする手続きをすすめています。